

広島県税条例及び広島県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税等に関する規定の改正を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 法人の事業税

平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の税率は、次のとおりとした。

付加価値割	資本割	所得		割
一〇〇分の一	一〇〇分の〇	所得のうち年四〇〇万円以下 の金額	一〇〇分の一	九（現行一〇〇分の三・一）
・二（現行一〇〇分の〇・七二）	・五（現行一〇〇分の〇・三）	所得のうち年四〇〇万円を 超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・七（現行一〇〇分の四・六）	六（現行一〇〇分の六）
		所得のうち年八〇〇万円を 超える金額	一〇〇分の三・六（現行一〇〇分の六）	

平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金一億円超の普通法人の所得割の税率について、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、次のとおりとした。

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・三（現行一〇〇分の一・六）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・五（現行一〇〇分の二・三）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の〇・七（現行一〇〇分の三・一）

(二) 不動産取得税

新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(三) 自動車取得税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受ける者の取得に係る非課税措置及び税率の特例措置について、対象に車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。

被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置について、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

(四) その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

2 広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

1 (一) の改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日。ただし、一 2 の改正は、平成二十八年三月三十一日